

## 7. スーパー定期（単利型）

（2023年4月1日現在）

1. 商品名と概要	<p>自由金利型定期預金〈M型〉（単利型）（愛称：スーパー定期）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資金運用プランにあわせて、お預け入れ期間を1か月から10年まで指定できる単利型の定期預金です。</p> </div>
2. ご利用いただける方	個人および団体のお客さま
3. 期間	
	<p>(1) 定型方式</p> <p>お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定することができます。</p> <p>1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年</p> <p>* 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口を除きます）、現金払い（団体のお客さまのみとなります）のお取り扱いができます。</p>
	<p>(2) 期日指定方式</p> <p>任意の日を満期日に指定することができます。（ただし、上記定型方式で指定することができる日を除きます。）</p> <p>1か月超10年未満</p> <p>* 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動解約（証書口を除きます）、現金払い（団体のお客さまのみとなります）のお取り扱いができます。</p>
4. お預け入れ方法	
	<p>(1) お預け入れ方法</p> <p>一括してお預け入れいただきます。</p>
	<p>(2) お預け入れ金額</p> <p>1円以上1,000万円未満</p>
	<p>(3) お預け入れ単位</p> <p>1円単位</p>
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
	<p>(1) 適用金利</p> <p>お預け入れ時または自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p>

(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。</li> <li>・ 預入期間2年以上のものは1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払時の利率・・・約定利率×70%（小数点第4位以下切り捨て）</li> <li>・ 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。</li> </ul>
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。 なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</li> <li>・ 団体のお客さま・・・総合課税（ただし、公益法人等の場合は非課税）</li> </ul>
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約条項	個人のお客さまは、以下のお取り扱いができます。
(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。</li> <li>・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。</li> <li>・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。</li> </ul>
(2) 子定期	預入期間2年のものは、中間払利息を定期預金（1年）とすることができます。

<p>(3) スウィングサービス</p>	<p>普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。）</p> <p><b>* 順スウィング【普通預金⇒定期預金】</b></p> <p>ご指定の振替日に、普通預金の残高が一定金額を上回っていた場合、その超過額を普通預金から定期預金へお振り替えします。</p> <p><b>* 逆スウィング【定期預金⇒普通預金】</b></p> <p>定期預金の満期日に、普通預金の残高が一定金額を下回っていた場合、満期を迎えた定期預金を自動解約し、解約元利金を普通預金へお振り替えします。</p>
<p>(4) ランクアップサービス</p>	<p>定期預金の満期日に、金額、期間に応じて最も高利回りの商品を選択して自動継続を行うサービス（ランクアップサービス）のお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。）</p>

10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い

- ・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。
- ・中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。  
その場合、利息の差額分は、解約元金から控除いたします。

【預入期間3年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

【預入期間3年以上4年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上4年未満	約定利率×70%

【預入期間4年以上5年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上5年未満	約定利率×60%

10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い

【預入期間5年以上7年未満】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上7年未満	約定利率×70%

**【預入期間 7 年以上 10 年未満】**

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1 年以上 1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×20%のいずれか低い利率
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×30%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×40%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×50%
3 年以上 4 年未満	約定利率×60%
4 年以上 5 年未満	約定利率×70%
5 年以上 6 年未満	約定利率×80%
6 年以上 10 年未満	約定利率×90%

**【預入期間 10 年もの】**

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×5%のいずれか低い利率
1 年以上 2 年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
2 年以上 3 年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×20%のいずれか低い利率
3 年以上 4 年未満	約定利率×30%
4 年以上 5 年未満	約定利率×40%
5 年以上 6 年未満	約定利率×50%

6 年以上 7 年未満	約定利率×60%
7 年以上 8 年未満	約定利率×70%
8 年以上 9 年未満	約定利率×80%
9 年以上 10 年未満	約定利率×90%

11. 預金保険制度	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本
	1,000 万円までとその利息）で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616</b></p> <p>（受付時間 平日 午前9時～午後5時）なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://tokai.rokin.or.jp/">http://tokai.rokin.or.jp/</a></p>
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</b></p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> <li>・一部払い戻しはお取り扱いできません。</li> </ul>